平成25年3月29日 第2475号

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



# ■ 目次 ■

## 規則

()市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき権限委譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改止する 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
規則(20・市町村課)	• 1
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者	
の指定等に関する規則の一部を改正する規則(21・障害福祉課)	
○ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則(22・子育て支援課)	
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(23・医務薬事課)	
○秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(24・地域産業振興課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則(25・財産活用課)	. 3
告 示	
○秋田県医療保健福祉計画の変更(134・医務薬事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の状況の公表(135・環境整備課)	
○秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(136・水産漁港課)	
○技能検定実技試験出願の申請手数料の一部変更(137・雇用労働政策課)	
○公共測量終了の通知(138・建設政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○秋田県土地利用基本計画の一部変更(139・建設政策課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○道路区域の変更及び供用開始(140・道路課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ·
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(141・河川砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 ·
○土砂災害警戒区域の指定(142・河川砂防課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○林業種苗法による生産事業者の登録の失効(143・鹿角地域振興局農林部)	·12
○道路区域の変更(144、145・山本地域振興局建設部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○都市計画事業の事業計画の変更認可(146・山本地域振興局建設部)	·13
○道路区域の変更(147、148・秋田地域振興局建設部)	·13
○保安林の指定解除予定通知(149・由利地域振興局農林部)	·14
○都市計画事業の事業計画の変更認可(150・由利地域振興局建設部)	·14
公告	
○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)	·15
○県営土地改良事業計画の決定(北秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·15
○県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部)	.15
○県営土地改良事業計画の変更(秋田地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·15
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	·16
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部) 3 件	·16
○土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·17
公安委員会規則	
○秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(3・交通規制課)	·17
公安委員会告示	
○指定講習機関の指定(30・運転免許センター)	.18

規

則

こに公布する。市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をこ

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県規則第二十号

市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

七十五号)の一部を次のように改正する。市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第

第三条の表第四号中「別表第八十五第十九号宝」を「別表第八十五第十九号官」に改める。

#### 金宝

施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。この規則は、市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年秋田県条例第十三号)の

に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県規則第二十一号

定等に関する規則の一部を改正する規則障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指

に関する規則(平成十八年秋田県規則第百九号)の一部を次のように改正する。障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等

接法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支集一条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に、「障害題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

#### 温宝

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県規則第二十二号

3。 ひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則(平成十年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正すひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の一部を改正する規則

「年〇・七パーセント」を「年〇・五パーセント」に改める。

#### 学 記

- → この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。2 この規則による改正後のひとり親家庭等住宅整備資金の貸付利率を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

快田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県規則第二十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十二年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「) に一を「) 並びに条例に一に改める。

「次項において同じ」を「以下同じ」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。法律(平成六年法律第三十号)の規定による支援給付を受けている者」を加え、同条第二項中「四月」を「五月」に、第六条第一項中「被保護者」の下に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する

別表を次のとおり改める。

別表 (第六条関係)

措置入院者及び配偶者等の所得税額の合算額	費用徴収額
一、四七〇、〇〇〇円以下の場合	OE

第2475号

一、四七〇、〇〇〇円を超える場合

こ○、○○○円に満たないときは、当該控除して得た額でする他の法律による給付の額をいう。)を控除して得た額がする法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第三十条の二に規十七第二項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関他の法律により給付を受けることができる額(法第五十八条の二○、○○○円。ただし、措置入院に要した医療費の額から、

#### 当实

- → この規則は、公布の日から施行する。
- いて適用し、同月前の月分の入院に要する費用については、なお従前の例による。2 この規則による改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定は、公布の日を含む月分の入院に要する費用につ

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 秋田県規則第二十四号

秋田県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

に次のように加える。 測定装置の項、非接触・接触三次元表面形状測定機の項及びAB計測装置の項を削り、同表ナノインデンターの頃の次別表X線回折装置の項、精密イオンミリング装置の項、磁場中真空熱処理装置の項、磁歪測定器の項、高周波透磁率秋田県産業技術センター条例施行規則(平成二十三年秋田県規則第九号)の一部を次のように改正する。

超臨界発泡射出成形機

項、ビットエラーアナライザーの項及び高精度スライサの項を削る。ステムの項、周波数・タイムインターバルアナライザーの項、高磁界型磁気異方性トルク計の項、イオン窒化装置の光装置の項から気孔率測定器の項まで、顕微鏡試料自動研磨装置の項、又線回折装置ゴニオメータの項、成形最適化シの項、高精度ディスクテスタ用信号測定システムの項、構造解析装置の項、表面粗さ形状輪郭測定装置の項、赤外線分別表イオンビームスパッタ装置の項、ヘッド表面形状測定装置の項、ナノインプリント装置の項、多元スパッタ装置

### 图 图

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県規則第二十五号

秋田県公舎管理規則の一部を改正する規則

秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

一項として次の一項を加える。 第四条の見出し中「分掌」を「調整及び分掌」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第

出納局長は、公舎管理者それぞれの所管する公舎の管理に関する事務の調整を行うものとする。

同居する親族を有するもの一を加え、同表警察本部長警察本部単身者用公舎の項中「女性職員」を「職員」に改め、同別表出納局長単身者用公舎の項中「女性職員」を「職員」に改め、同表教育長の項中「勤務する職員」の下に「で、

表警察本部長警察本部独身寮の項中

るもの県警察に勤務する男性職員で、独身者であ

二 その他公舎管理者が

461

性職員で、独身者

に改める。

適当と認める職員

运宝

この規則は、公布の日から施行する。

#### 告 示

#### 秋田県告示第134号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により、秋田県医療保健福祉計画を変更したので、同法第30条の 4第13項の規定に基づき、公示する。

その内容については、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧の期間

平成25年3月29日から同年4月30日まで

2 縦覧場所

健康福祉部医務薬事課及び各地域振興局福祉環境部

#### 秋田県告示第135号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定により、ポ リ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出があったので、同法第9条の規定に基づき、次のとおり公表

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類
- 2 縦覧期間 平成25年3月29日から平成26年3月28日まで
- 3 縦覧場所 生活環境部環境整備課

### 秋田県告示第136号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、次のとおり秋田県海 洋生物資源の保存及び管理に関する計画を平成25年3月18日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第 5項の規定に基づき、公表する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
- (1) 本県の水産業は、昭和20年代後半から50年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量 では昭和50年に34千トン、生産額では昭和52年に140億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、 近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業と なっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適 切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

- (2) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体と した小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源 利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。
  - 一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、 本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重 大な支障となるおそれがある。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであ り、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年ではハタハタに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海 洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進 するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講ずることとす
- (4) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるた

め、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

- (5) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分 布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該デー 夕及び知見の蓄積を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充 実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとす
- (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁 業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源 管理を推進していくこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。なお、過去の漁 獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については「若干」とさ れており、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる第一種特定海洋生物資源については数量を明 示されていない。また、平成25年のさんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の 対象となる期間が開始する前までに設定するとされている。

(1) 平成24年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

アすけとうだら

平成24年4月から平成25年3月まで 若干

イ まあじ

平成24年1月から12月まで

若干

ウ まさば及びごまさば

平成24年7月から平成25年6月まで 若干

エ ずわいがに

平成24年7月から平成25年6月まで

30トン

(2) 平成25年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

アすけとうだら

平成25年4月から平成26年3月まで 若干

イ まあじ

平成25年1月から12月まで

若干

ウ まさば及びごまさば

平成25年7月から平成26年6月まで

(注) トン

エ ずわいがに

平成25年7月から平成26年6月まで

(注) トン

- (注) まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定 する。
- 3 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項
  - (1) すけとうだら

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻 数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績 が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(2) まあじ

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。 大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりと し、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度 となるよう努めるものとする。

(3) まさば及びごまさば

小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。 大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりと し、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度 となるよう努めるものとする。

(4) ずわいがに

小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)とかご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよ

- う、許可隻数については現状どおりとし、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進し、資源の保存及び管理 に努めるものとする。
- 4 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項 平成25年の第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類 に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで	651
Z 11,11CV.	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面(ただし、第 二種共同漁業権水域を除く)	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	3,099

5 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項 平成25年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に 係る海域及び期間は次表のとおりである。

第二種特定 海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期間	漁獲努力量 (隻日)
まがれい	小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県地先水面	平成25年9月1日から 平成25年10月31日まで	651
\$ 11.45V.	かれい固定式刺し網漁業	秋田県地先水面 (ただし、第 二種共同漁業権水域を除く)	平成25年2月1日から 平成25年3月31日まで	3,099

- 6 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
  - (1) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、「秋田県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を 本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。 さらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びかれい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除 く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操 業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように 努めるものとする。

- その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であること から、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

## 秋田県告示第137号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成12年秋田県条例第19号)第21条第2項の規定に基づき、同条第1項第4号 イの額の一部を次のとおり変更し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

三級を受検する者であって、受験申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は専門高校、高等専門 学校、短期大学、大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定職種に関する学科に在 学しているものの三級受検手数料を、三級を受検する者であって、受験申請時に、検定職種に関する職業訓練を受講し ているもの又は専門高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは各種学校若しくは専修学校における検定職種に関す る学科に在学しているものの三級受検手数料とし、その額は、次のとおりとする。

検定職種	手 数 料	検定職種	手 数 料
園芸装飾	11,000円	造園	11,000円
さく井	11,000円	鋳造	11,000円
鍛造	11,000円	金属熱処理	11,000円
機械加工	11,000円	金属プレス加工	11,000円
鉄工	11,000円	建築板金	11,000円
工場板金	11,000円	めっき	11,000円
アルミニウム陽極酸化処理	11,000円	仕上げ	11,000円
機械検査	9,100円	ダイカスト	11,000円
機械保全	11,000円	電子機器組立て	11,000円
電気機器組立て	11,000円	プリント配線板製造	11,000円
時計修理	11,000円	内燃機関組立て	11,000円
冷凍空気調和機器施工	11,000円	染色	11,000円
ニット製品製造	11,000円	婦人子供服製造	9,100円
紳士服製造	11,000円	和裁	8,100円
寝具製作	11,000円	帆布製品製造	11,000円
布はく縫製	11,000円	家具製作	11,000円
建具製作	11,000円	紙器・段ボール箱製造	11,000円
印刷	11,000円	製本	11,000円
プラスチック成形	11,000円	強化プラスチック成形	11,000円
石材施工	11,000円	パン製造	11,000円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11,000円	水産練り製品製造	11,000円
建築大工	11,000円	かわらぶき	11,000円
とび	11,000円	左官	11,000円
ブロック建築	11,000円	タイル張り	11,000円
配管	11,000円	型枠施工	11,000円
鉄筋施工	11,000円	コンクリート圧送施工	11,000円
防水施工	11,000円	内装仕上げ施工	11,000円
熱絶縁施工	11,000円	サッシ施工	11,000円
ウェルポイント施工	11,000円	テクニカルイラストレーション	8,100円
機械・プラント製図	8,100円	電気製図	8,100円
貴金属装身具製作	11,000円	表装	11,000円
塗装	11,000円	広告美術仕上げ	11,000円
舞台機構調整	11,000円	工業包装	11,000円
写真	11,000円	商品装飾展示	11,000円
フラワー装飾	11,000円		

## 秋田県告示第138号

平成24年秋田県告示第515号の公共測量について、平成25年1月31日終了した旨秋田地方法務局長から通知があった ので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県告示第139号

秋田県土地利用基本計画(昭和55年秋田県告示第962号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第 92号) 第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県土地利用基本計画図中都市地域(大館市に係る部分に限る。)、農業地域(五城目町に係る部分に限る。)及 び森林地域(大館市、にかほ市に係る部分に限る。)を別図のとおり変更する。

(「別図のとおり」は、省略し、関係図面を建設部建設政策課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に 供する。)

## 秋田県告示第140号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。 平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種 類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
一般	旧	101号	山本郡三種町大口字東大鹿6番地先から 男鹿市野石字箒台1番2地先まで	6.00~20.60	12.605
国道	新	101号	山本郡三種町大口字中鹿7番2から 男鹿市野石字上横沢台45番5	7.00~27.00	12.842

- 2 供用開始の期日 平成25年4月1日
- 3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 建設部道路課
- (2) 期間 平成25年3月29日から同年4月11日まで

## 秋田県告示第141号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条 第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8 条第4項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区域		建築物の構造の規制 に必要な衝撃に関す る事項
荒瀬2号	北秋田市阿仁荒瀬字元屋敷、段ノ上及び中野(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒瀬	北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上及び樋ノ沢(次の図のと おり)	急傾斜地の崩壊	
荒瀬1号	北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上、樋ノ沢及び念佛沢出口 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
桂坂	北秋田市阿仁前田字大道上 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
冷水	北秋田市小又字迂途坂 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
八幡森	北秋田市阿仁前田字八幡森、下川端及び上館下(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
神成	北秋田市阿仁前田字神成 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
宮ノ下	北秋田市小又字上野、家ノ後及び寺ノ下(次の図の とおり)	急傾斜地の崩壊	
五味堀	北秋田市五味堀字五味堀(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
荒屋敷	北秋田市小又字羽根川岱(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
向林	北秋田市阿仁小様字向林(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
向岱	北秋田市阿仁荒瀬字向岱(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	
神成2号	北秋田市阿仁前田字神成(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	

平成25年3月29日(金曜日)

小又北沢	北秋田市小又字揚ノ下及び冷水ノ上(次の図のとおり)	土石流
下野沢1	北秋田市阿仁前田字下野下ノ岱及び下野上ノ岱(次の図のとおり)	土石流
荒瀬沢1	北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上、樋ノ沢及び念佛沢出口 (次の図のとおり)	土石流
荒瀬沢2	北秋田市阿仁荒瀬字樋ノ沢、段ノ上及び念佛沢出口 (次の図のとおり)	土石流
荒瀬沢3	北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上及び中野(次の図のとおり)	土石流
荒瀬沢川	北秋田市阿仁荒瀬川櫃畑字村ノ内及び蟹子沢(次の図のとおり)	土石流
三葉沢	北秋田市阿仁荒瀬向岱(次の図のとおり)	土石流
平里沢	北秋田市小又字涌坪、小沢道、平ノ脇及び平里(次の図のとおり)	土石流
巻ノ上沢	北秋田市阿仁前田字下野上ノ岱(次の図のとおり)	土石流
三枚沢2	北秋田市阿仁小様字下モ向林 (次の図のとおり)	土石流
土山沢	北秋田市阿仁小様字上土倉 (次の図のとおり)	土石流
三枚沢1	北秋田市阿仁小様字陰沢及び土倉川向(次の図のと おり)	土石流
土倉沢2	北秋田市阿仁小様字下モ土倉及び中土倉(次の図の とおり)	土石流
土倉沢4	北秋田市阿仁小様字下モ土倉及び塚ノ岱上ミ岱 (次の図のとおり)	土石流
塚ノ岱沢1	北秋田市阿仁小様字塚ノ岱上ミ岱、塚ノ岱中岱及び 塚ノ岱下モ岱(次の図のとおり)	土石流
塚ノ岱沢2	北秋田市阿仁小様字塚ノ岱上ミ岱、塚ノ岱中岱及び 塚ノ岱下モ岱(次の図のとおり)	土石流
新沢	由利本荘市新沢字石田及び湯ノ沢 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
上村	由利本荘市新沢字上村及び金ケ沢 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
下滝	由利本荘市徳沢字大平 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
野田	由利本荘市東由利法内字野田 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
新処	由利本荘市東由利法内字新処及び指平(次の図のと おり)	急傾斜地の崩壊
上川原	由利本荘市松本字上川原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
桂台	由利本荘市東由利法内字桂台(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
上苗代沢	由利本荘市東由利法内字上苗代沢 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
法内1号	由利本荘市東由利法内字法内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
蔵	由利本荘市東由利蔵字蔵(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
野添	由利本荘市松本字野添 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
下滝1号	由利本荘市徳沢字大平 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
大平	由利本荘市徳沢字大平 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ前2号	由利本荘市東由利法内字宮ノ前 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ前1号	由利本荘市東由利法内字宮ノ前及び倉沢(次の図の とおり)	急傾斜地の崩壊

平成25年3月29日(金曜日)

法内2号	由利本荘市東由利法内字法内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊野田	由利本荘市大内三川字熊野田(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂ノ下	由利本荘市赤田字坂ノ下 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮田沢2	由利本荘市大内三川字宮田沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
桂台沢	由利本荘市東由利法内字桂台及び代三郎(次の図の とおり)	土石流
稲子沢	由利本荘市東由利法内字桂台(次の図のとおり)	土石流
新処沢1	由利本荘市東由利法内字新処(次の図のとおり)	土石流
法内3号	由利本荘市東由利法内字正木沢(次の図のとおり)	土石流
大平山の沢	由利本荘市東由利蔵字下横渡(次の図のとおり)	土石流
根城	由利本荘市東由利蔵字根城及び釜坂(次の図のとおり)	土石流
小及位野沢	由利本荘市松本字上川原(次の図のとおり)	土石流
道上沢	由利本荘市松本字道上及び道添(次の図のとおり)	土石流
金ケ沢	由利本荘市新沢字金ケ沢及び湯ノ沢(次の図のとおり)	土石流
湯ノ沢	由利本荘市新沢字湯ノ沢(次の図のとおり)	土石流
新沢2	由利本荘市新沢字湯ノ沢(次の図のとおり)	土石流
桂台沢1	由利本荘市東由利法内字桂台(次の図のとおり)	土石流
桂台沢2	由利本荘市東由利法内字桂台及び若宮(次の図のと おり)	土石流
新処沢2	由利本荘市東由利法内字新処(次の図のとおり)	土石流
新処沢3	由利本荘市東由利法内字法内(次の図のとおり)	土石流
ケタカ沢1	由利本荘市大内三川字熊野田及びケタカ沢(次の図のとおり)	土石流
ケタカ沢2	由利本荘市大内三川字熊野田及びケタカ沢(次の図 のとおり)	土石流
宮田沢	由利本荘市大内三川字宮田沢(次の図のとおり)	土石流
熊野田沢	由利本荘市大内三川字宮田沢(次の図のとおり)	土石流
東鮎川沢4	由利本荘市東鮎川字下山崎及び小深田(次の図のと おり)	土石流
東鮎川沢1	由利本荘市東鮎川字下山崎、小深田及び上山崎(次の図のとおり)	土石流
沢口沢1	由利本荘市東鮎川字沢口 (次の図のとおり)	土石流
沢口沢2	由利本荘市東鮎川字沢口、谷地及び岡田(次の図の とおり)	土石流
東鮎川沢3	由利本荘市東鮎川字下山崎、小深田(次の図のとおり)	土石流
そでふり沢	由利本荘市東鮎川字石垣 (次の図のとおり)	土石流
金浦	にかほ市金浦字金浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
金浦 2 号	にかほ市金浦字金浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

十二林	にかほ市金浦字十二林及び金浦(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
南金浦	にかほ市金浦字南金浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
南金浦1号	にかほ市金浦字南金浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
鳥長根	にかほ市金浦字鳥長根 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
港島	にかほ市金浦字塩焚浜 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
金浦3号	にかほ市金浦字金浦 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
堀切	にかほ市金浦字堀切 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
小栗山1号	横手市増田町狙半内字小栗山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村	横手市増田町狙半内字中村、水上及び白沢口(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村2号	横手市増田町狙半内字兵部谷地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯野沢2号	横手市増田町湯野沢字大柳及び村周並びに雄勝郡東 成瀬村田子内字菅生田掵(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
川口2号	横手市増田町狙半内字川口及び坊滝(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
川口3号	横手市増田町狙半内字川口及び坊滝(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
中村3号	横手市増田町狙半内字中村、白沢口及び山神沢(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
化物沢	横手市増田町狙半内字兵部谷地 (次の図のとおり)	土石流
天下森沢	横手市増田町狙半内字天下森、中村及び兵部谷地 (次の図のとおり)	土石流
味ヶ沢	横手市増田町狙半内字七曲下 (次の図のとおり)	土石流
小栗山沢	横手市増田町狙半内字小栗山 (次の図のとおり)	土石流
大足沢	横手市増田町狙半内字山崎及び七曲下(次の図のと おり)	土石流
坊滝沢	横手市増田町狙半内字川口及び坊滝(次の図のとおり)	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市に備え置いて縦覧に供する。

## 秋田県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

区 域 名	区域	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種 類
桂坂沢	北秋田市阿仁前田字大道上及び下山根(次の図のとおり)	土石流
荒瀬沢4	北秋田市阿仁荒瀬字段ノ上及び中野(次の図のとおり)	土石流
小又沢	北秋田市小又字長坂ノ上、長坂ノ下、堂ノ下及び上野(次の図のとおり)	土石流
孫七山	由利本荘市西目町出戸字孫七山 (次の図のとおり)	土石流

宮ノ前沢	由利本荘市東由利法内字宮ノ前 (次の図のとおり)	土石流
下滝川沢	由利本荘市徳沢字大平(次の図のとおり)	土石流
東鮎川沢2	由利本荘市東鮎川字下山崎及び小深田 (次の図のとおり)	土石流
塩焚浜	にかほ市金浦字塩焚浜(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊
洞沢	横手市増田町狙半内字床並、梁場及び稲上沢(次の図のとおり)	土石流
白沢2号	横手市増田町狙半内字中村(次の図のとおり)	土石流
栃ノ木沢川	横手市増田町荻袋字菅生及び千把ヶ台(次の図のとおり)	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供 する。

## 秋田県告示第143号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第1項の規定による、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条 第1項に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

登録番号	生産	事 業 者	生産事業の内容	事 業 所			
豆跳笛石	氏名又は名称	住 所	生産事業の内谷	生産事業の内谷 名称 名称			
第1号	高杉 繁雄	鹿角市尾去沢字 上大屋布63-2	幼苗の育成及び幼苗以外 の苗木育成	高杉種苗園	鹿角市尾去沢		

## 秋田県告示第144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道種	路の類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
	能代五城				三種町上岩川字下砂子沢99番3地先から字田ノ 沢39番1地先まで	7.00~14.00	0.734	
県	県道	道	IH	目線	В	山本郡三種町上岩川字下砂子沢95番2地先から 字田ノ沢37番地1地先まで	10.00~37.00	0.614
	Yr     R				山本郡三種町上岩川字下砂子沢95番 2 地先から 字田ノ沢37番地 1 地先まで	10.00~37.00	0.614	

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月29日から同年4月11日まで
- 3 平成25年4月1日から施行とする。

## 秋田県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道踵種	各の類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)						
				A	山本郡三種町上岩川字鹿渡渉161番1地先から 字塚ノ岱34番5地先まで	1.00~30.00	0.942						
IE	道	旧	旧 琴丘上小 阿仁線							В	山本郡三種町上岩川字下塚ノ岱179番2地先から字勝平230番2地先まで	2.00~22.00	0.362
県		坦	坦	<u> </u>		С	山本郡三種町上岩川字柏木岱13番地先から字勝 平236番1地先まで	16.00~37.00	1.510				
		新	琴丘上小 阿仁線	С	山本郡三種町上岩川字柏木岱13番地先から字勝 平236番 1 地先ま	16.00~37.00	1.510						

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 山本地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月29日から同年4月11日まで
- 3 平成25年4月1日から施行とする。

## 秋田県告示第146号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 施行者の名称

能代市

- 2 都市計画事業の種類及び名称 能代都市計画公園事業5・5・101号能代河畔公園
- 3 事業施行期間 昭和54年5月10日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地 変更なし

#### 秋田県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成25年 3 月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道踵種	各の類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
		i a	秋田八郎	A	南秋田郡五城目町舘越字兀ノ下30番から高崎字 佐戸104番まで	5.00~10.30	0.698
県	県道 場線	潟線	В	南秋田郡五城目町舘越字兀ノ下30番から高崎字 佐戸104番まで	9.80~30.10	0.698	
		新	秋田八郎 潟線	В	"	9.80~30.10	0.698

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成25年3月29日から同年4月11日まで

## 秋田県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

过利	直路 <i>0</i> 重 类	旧新別	路線名	X f	ij	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
厚	見 道	   	久保秋田 線	秋田市金足黒川字沖川端41番3から 原87番2まで	金足片田字竹	5.50~10.00	0.866
5	T.	新	久保秋田 線	"		6.00~11.00	0.866

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年3月29日から同年4月11日まで

## 秋田県告示第149号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定で あるので、同法30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

木林	林(	の所っ	生 場 )	听	全 直	看 積				
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)	保安林面積実測 (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 実 測 (ヘクタール)	指定の 目 的	解除の理由
由利本荘市		石脇	新山野	1番1	191,074	19.1074	16.8064	0.4950	飛砂の防備	公園用地として

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供 する。)

## 秋田県告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、 同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称
  - 由利本荘市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

本荘都市計画下水道事業 由利本荘市公共下水道(本荘処理区)を

由利本荘都市計画下水道事業 由利本荘市公共下水道(本荘処理区)に変更する。

3 事業施行期間

平成56年11月10日から平成25年3月31日を

平成56年11月10日から平成31年3月31日に変更する。

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

昭和56年秋田県告示第869号、昭和62年秋田県告示第59号、平成3年秋田県告示第200号、平成5年秋田県告示第 103号、平成11年秋田県告示第764号、平成13年秋田県告示第364号、平成16年秋田県告示第313号並びに平成19年秋 田県告示第127号の事業地に由利本荘市石脇字上ノ山、字弁慶川、字竜巻、字石ノ花、字甚八渕、字尾花沢、字田 頭並びに由利本荘市梵天谷地を加え、由利本荘市石脇字石脇、字下畑、字田尻野、字田尻、字田中並びに由利本荘 市出戸町字赤沼下道、大字東梵天、大字出戸上野において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし。

#### 公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、公示する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
  - 地震体験車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号
- 3 落札者を決定した日
  - 平成25年2月25日
- 4 落札者の名称及び住所 株式会社相場商店 秋田市楢山登町1-20
- 5 落札金額
  - 36.540.000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
  - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日

平成25年1月11日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、北秋田市阿仁吉田字町頭23番地吉田仁吉郎ほか14 人から申請のあった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告 し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - 県営土地改良事業(吉田地区農地集積加速化基盤整備事業)計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成25年4月1日から同月26日まで
- 3 縦覧場所

北秋田市役所産業部農林課

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、秋田市雄和石田字下大部225番地3齊藤信夫ほか18 名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告 し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - 県営土地改良事業(平沢地区農地集積加速化基盤整備事業)計画書写し
- 2 縦覧期間
  - 平成25年3月29日から同年4月25日まで
- 3 縦覧場所

秋田市雄和市民サービスセンター

秋田市四ツ小屋字城下当場107-1 伊藤作一郎ほか16名から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良

事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項 の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(仁井田地区基幹水利施設ストックマネジメント事業)変更計画書写し

2 縦覧期間

平成25年3月29日から同年4月25日まで

3 縦覧場所

秋田市御野場地域センター

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大仙市中仙南土地改良区から次のとおり役員の退 任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 勸 久

			秋田県知事	佐	<b>竹</b> 有	ひ ク	人
1	退任	<b>里事の住所及び氏名</b>					
	大仙	市清水字大面93番地		児	玉	政	_
	"	〃 字野口大清水44番地 1		草	薙	純	悦
	"	〃 字大面30番地 1		武	蔵	満	雄
	"	〃 字丙泉186番地		佐	藤	澄	男
	"	〃 字水畑屋甲49番地		小	松	源-	一郎
	"	〃 〃 〃 74番地		草	薙	良	悦
	"	〃 字梁場89番地		瀬	野	和	夫
	"	〃 字堰合23番地 1		高	橋	利	美
	"	〃 字大形29番地		高	橋	辰	雄
	"	〃 字水畑屋乙46番地		草	彅	諒	峯
	"	〃 字甲泉63番地 1		伊	藤	裕	耕
2	就任	<b>里事の住所及び氏名</b>					
	大仙	<b></b> 方鑓見内字小鳥田66番地		岩	田	長	市
	"	長野字下川原150番地		高	橋	長-	一郎
	"	四ツ屋字水木田84番地1		渡	邊	和	善
	"	清水字水畑屋甲88番地		小	松	裕	_
	"	〃 字飯嶋52番地		長	澤	長	市
	"	鑓見内字館ノ内121番地		高	橋	辰	美
	"	· 字幕林51番地		鈴	木	雅	幸
	"	〃 字相野77番地		戸	嶋	陸	雄
	"	清水字中村33番地		伊	藤	孝	純
	"	〃 字野口田中114番地		細	谷	雅	春
	"	〃 字上大蔵204番地 1		寺	田	文	夫
	"	四ツ屋字上前村9番地		小	松	政	芳
	"	清水字乙泉192番地1		草	彅	忠	誠
3	退任	監事の住所及び氏名					
	大仙	<b></b> 方清水字丙泉 8 番地		草	彅	喜作	代実
	"	〃 字堰合乙57番地		草	彅	春	_
	"	〃 字大面110番地		大化	言田	祐	紀
4	就任	監事の住所及び氏名					
	大仙	市長野字狐塚88番地		髙	橋	章	夫
	"	四ツ屋字上百瀬8番地3		佐	藤	宏	康
	"	清水字梁場89番地		瀨	野	和	夫
	"	鑓見内字野中69番地		菊	地	和	広

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から申請があった定款変 更について、平成25年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大仙市横堀土地改良区から申請があった定款変更 について、平成25年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款 変更について、平成25年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、羽後町土地改良区から申請があった定款変更につ いて、平成25年3月22日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年3月29日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 公安委員会規則

## 秋田県公安委員会規則第3号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月29日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。 別表第2一般国道7号仁賀保本荘道路の項を次のように改める。

一般国道7号仁賀保 本荘道路

にかほ市両前寺山田下14番20先から由利本荘市二十六木根木田地内本荘インターチェン ジまで

にかほ市両前寺字家ノ裏22番1地先仁賀保インターチェンジから同市両前寺字井戸尻2 番地先まで

別表第2一般国道7号仁賀保本荘道路の項の次に次のように加える。

一般国道7号象潟仁 賀保道路

にかほ市金浦字唐蚊の森29番2地先金浦インターチェンジから同市両前寺字家ノ裏22番 1地先仁賀保インターチェンジまで

別表第2一般国道46号角館バイパスの項を次のように改める。

一般国道46号角館バ イパス

仙北市田沢湖小松字二枚橋126番1地先から同市角館町雲然山崎143番6地先まで

仙北市角館町雲然山崎143番6地先から同市角館町西長野月見堂74番1地先まで

別表第2中

県道あきた北空港西線

県道あきた北空港東線

県道大館能代空港西線

を

県道大館能代空港東線

に改める。

別表第2市道八幡田地下道線の項の次に次のように加える。

秋田市道50439号 新都市10号線	秋田市上北手古野66番2地先から同市御所野元町三丁目4番37地先まで
秋田市道2175号 新都市24号線	秋田市御所野元町三丁目4番37地先から同市御所野湯本三丁目1番4地先まで

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 公安委員会告示

## 秋田県公安委員会告示第30号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定により、次のとおり指定したので、指定講習機関に関 する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第3条の規定に基づき、公示する。

平成25年3月29日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

- 1 名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社 羽後自動車学校
  - (2) 住所 雄勝郡羽後町杉宮字柏原10番地2
  - (3) 代表者の氏名 高 橋 茂 夫
- 2 特定講習を行う事務所の名称及び所在地
- (1) 事務所の名称 羽後自動車学校
- (2) 事務所の所在地 雄勝郡羽後町杉宮字柏原10番地2
- 3 特定講習の種別

道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習(取消処分者講習)

- 4 特定講習を開始しようとする年月日 平成25年4月1日
- 5 指定講習機関の指定年月日 平成25年3月28日

		正	吳
ページ	行	誤	正

平成25年3月1日(第2467号)掲載の秋田県告示第75号(平成25年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等 級)の実施)

(原稿誤り)

前から9 | 大学若しくは厚生労働大臣が指定する各種学 | 大学若しくは各種学校若しくは専修学校 校若しくは専修学校

平成25年3月22日(第2473号)公布の教育委員会規則第2号(教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正す る規則)

(原稿誤り)

3
数育長は、必要があると認めるときは、 3 教育長は、必要があると認めるときは、

> 発行者 秋田県 秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)